

戦争法の制定を 許さないために！

2015・5・25 No.137

J R 貨物労組資料室報

はじめに

先の参院予算委で、「安全保障法制化」について質疑に立った社民党福島瑞穂議員の「安倍内閣は十数本の戦争法を出す」との発言に対して、首相は色をなして「レッテル貼りだ！議論を矮小化している。断じて甘受出来ない」などと強弁したことが報道されていた。（4月1日の参院予算委）

福島議員は「戦争法案だ！戦争が出来るようになる法案ではないか」と重ねて主張したのだが、この予算委のやりとりには後日談があった。

自民の参院予算委員長は、戦争法発言に対して「不適切と認められる発言があった」として、その議事録の公開を止めたりしている。

そして自民党は質問者に「戦争法案ではなく、戦争関連法案に修正せよ！」と求めたという。

だが最終的には発言通りで議事録も公開されたが、このやりとりに政府・自民党が意図する戦争法案の本質が見え隠れしている事がわかる。

実際にある高名な憲法学者（註一）は、今回の安保法制化を「戦争法制と呼ぶのが正確で、これは戦後日本の針路の大きな転換だ」ときっぱり述べている。

まさにその通りだ。

以下、こうした眼差しから現在国会に上程された「戦争法」について、その内容や意図を労働者の眼で厳しくチェックしなければならない。

註一 高名な憲法学者

渡辺 治（一ツ橋大学名誉教授）2015・5・15 朝日 「考論」

戦争法の上程

5月15日安倍政権は、戦争を行っている他国の軍隊を後方支援する「国際平和支援法案」を恒久法として制定することや、明らかに憲法違反である集団的自衛権行使についての「武力攻撃事態法改正法案」など、安全保障関連11法案（註一2）を一括して国会に提出したのであった。

この動向は連日大きく報道されているが、安倍政権が第一次～第三次へと進むにつれて、次々と「きな臭い政策」が打ち出されている。

とくに今年になり、「戦争法案」上程や、それを前提にした「日米防衛協力のための指針」いわゆるガイドラインは4月27日、18年ぶりにいわゆる2プラス2会議（日米外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会）で、一段と強化された内容で改定されたのであった。

国会での提起・説明や議論もなく、一方的に政権の判断だけで行われているのだ。

あるいはまた、今年が戦後70年という節目の年であることから、安倍首相が新たに示すという「70年談話」の内容が盛んに取り沙汰されていることは周知の通りである。

こうした課題の一つ一つが、戦争政策として私たちの背に重くのしかかって来ているのが現在であろう。

とりわけ強い怒りを覚えるのは、これまで大切に守って来た「憲法前文」（註一3）や、人類の英知とも言える憲法“第9条”の「戦争の放棄」規定が、今様に言うならば「日本の平和ブランド」が、壊されようとしている事である。

ところで最近になって「反原発」を唱え出した小泉元首相や、歴代の自民党内閣でさえもが、「憲法上許されない！」としてきた「集団的自衛権の行使」を、安倍政権が一举に、憲法の解釈をもってそれを容認したのが、昨年7月1日の閣議決定であった。

それから約八カ月、この間に与党（自民・公明）の談合が重ねられ、その合意をもって、集団的自衛権の行使が「戦争法案」としてまとめられているのである。

この事態について、報道される政府や国会の動向を注意して見ると、この許し難い暴挙とも言うべき行為への、怒り・憤激を覚えずにはいられないであろう。

註一2 戦争法（安全保障関連11法案）

新法案（恒久法案）・国際平和支援法

一括法案（10の改正法案）・武力攻撃事態法改正案・重要影響事態法案（周辺事態法の改正）

・PKO協力法改正案・自衛隊法改正案・船舶検査法改正案・米軍等行動円滑化法案（米軍行動円滑化法を改正）・海上輸送規制法改正案・捕虜取り扱い法改正案・特定公共施設利用法改正案

・国家安全保障会議（NSC）設置法改正案。

註一3 憲法前文

「…われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする事を決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

「…日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。…」

「…日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」

9条は良く知られているが、前文についても熟読することが大切なので、その一部を記載しておく。

超タカ派内閣

よく政治動向についてタカ派とかハト派などと使われる。それよりも超タカ派という場合、これはもう単なるレッテルではないだろう。

それは安倍政権が打ち出す政策を、具体的に捉えた上での見方であり、「超」を冠する程だ、という意味である。

たとえば自民党歴代内閣でハト派と言われたり、あるいはタカ派と称されても、憲法 9 条の定めには一応は従っていたのだが、安倍政権はこれを一举にひっくり返したのであった。

日本と友好な関係にある国（アメリカ）が攻撃された場合、歴代内閣はいままで「行使出来ない」と仕切ってきた集団的自衛権行使を、一举に「出来る！」と逆転させたのである。

安倍首相は「この国会を私は改革断行国会と位置付けている。安全保障体制を国民の命を守るため、法制化をしっかりと取り組む」などと記者会見でその決意を披瀝しているのであった。（註一4）

かくして日本が 70 年間にも亘って大切にしてきた「平和のブランド」が一举に投げ捨てられようとしているのであり、こうした超タカ派の暴挙こそをただ糾さなくてはならないだろう。

それだけではない。これまでは自衛隊を海外に出す場合には、一応は「時限立法」など特別措置法を制定する手続きが必要であったが、これからは「国際平和

支援法」が恒久法として成立すれば、今までの特措法などは不要であり、直ちにどこへでも、自衛隊が派遣できるようになるのだ。

こうして世界で起こる軍事紛争は無論のこと、他の国の治安問題にも出動することが出来るなどして、どこでも自衛隊が派遣される体制が法的に^{ととの}整えられることになる。

このような体制こそ、超タカ派である安倍首相が目指している体制にほかならない。

註一4 安倍首相の一連の発言

憲法について発言

・「中身が良ければいいと言う人もいるが、国家の基本法である以上、その制定過程にこだわらざるを得ない。」(2006・10・18 民主党代表との党首討論)

・「出来たものが良ければいい、これは墮落した精神だ。憲法は基本法なので制定過程を問題にすべきだ」(2012・6月雑誌「伝統と革新」インタビュー記事で)

・「国の骨格は日本国民自らの手で白地から作り出さなければならない。そうしてこそはじめて真の独立が回復できる」(2013・1 自著「新しい国へ」より)

・憲法を戦後新しい時代を切り拓くために自分達で作ったというのは幻想だ。GHQの憲法も国際法も全く素人の人達が、たった8日間で作り上げた代物だ」(2013・4・27 産経インタビュー)

・「いまこそ最後の詰めに入っていく入口までやっと来た。発議の時期等も含めて良く国会の憲法審査会で議論を進めて頂きたい。」(2015・2・20 衆院予算委)

・「占領下において短い期間で連合軍総司令部(GHQ)において25人の方々によって作られたのは間違いのない事実。こうした過程で出来たから、変えて行く議論をすることは当然のことだ。」(2015・3・6 衆院予算委)

首相の憲法観はこんな程度である。そこには広島や長崎、そして東京をはじめとする日本全国の都市が、そして遠く南方の島々、あるいは広大な中国大陸で死んでいった幾百万の死に対する痛恨の念などは全く感じられないのである。

かれは日本だけでも三百万人と言われ事実について、「国の為に殉じた」と述べている。

戦後70年、これまで平和憲法として存在して来たにもかかわらず、これを変える事を悲願とするような首相の手によって、平和が^{おびや}脅かされてしまう現実こそ直視しなくてはなるまい。

だからこそ「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目である」と述べ、今年亡くなったドイツのワイツゼッカー元大統領の有名な演説を思い出すのである。

「戦争法」は、いらぬ

政府は、他国の軍隊を支援するため、その都度期限を定めた法律を作らなくても、恒久法を設けて自衛隊を、いつでも、どこにでも派遣出来るようにしている。

それだけではない。現行の周辺事態法にある「周辺」という地理的な概念を取り払って、すなわち日本の周辺という地理的な制約をなくして、いわば地球的規

模で米軍などを支援するとして、そのために「周辺事態法」を「重要影響事態法」に変えているのである。

曰く、やれホルムズ海峡がとかマラッカ海峡の安全をどうする？などと日本の危機を押し出しているようだ。

こうしたきな臭い軍事政策を正当化し、戦争法として制定する暴挙に打って出たのが安倍政権なのである。

上程された戦争法案は「武力行使の三要件」にあてはまる新たな事態を想定し、これを日本の「存立危機事態」とし、「重要影響事態法」と名称を変え、新たな「武力行使三要件」としてこれを盛り込んでいる。

我々は、鷹でも鳩でもないが、だが嵐のように次々と襲いかかる「戦争法」を断じて許してはならないのである。

戦後 70 年、現憲法の前文や第 9 条に示される「戦争の放棄」を基礎にして、あくまでも「専守防衛」を国是（註—5）として来た、わが日本の場合、これまで 70 年間も戦死者を出すような事を回避して来たのである。

第二次大戦後、絶え間なく続けられている戦争の現実を見るならば、このことは実に驚嘆すべきことでもあるのだ。

しかし歴代の自民党内閣でさえ尊重しなければならなかった「専守防衛」が、すなわち、他国を攻撃することなく、もっぱら守る事によって自国を防衛すること。そのために武力行使を禁じた、現憲法下における専守防衛の鉄則を破ってはならないだろう。

この専守防衛さえかなぐり捨てて「積極的平和主義」なる言葉で装い、集団的自衛権の行使＝戦争に、再び国民を駆り立てようとしているのである。

これを一気に呵成になしとげるために、戦争法を制定しようとしているのが安倍政権である。

まさに超タカ派である。

註—5 国是

国を挙げて是と認めたものを言う。国家としての方針のこと。一国の政治は何よりもまず自国の利益によって規定され、他のすべての動機はこれに従属せしめられるべきだとする国家の行動の基本準則。近代主権国家の形成によってヨーロッパに普及した概念。

外堀が埋まる！

安倍首相の祖父である岸信介は、満州国（註—6）の高官を経て 1941 年東条内閣の商工大臣となり、戦後 A 級戦犯容疑で逮捕されている人物である。

しかしその後自民党代議士となり、1956～1960 年にかけて首相にまでなっている。特に 1960 年日米安保条約の批准を強行して退陣したが、タカ派としての影響

力を持つ人物であった。

安倍首相はこの祖父の影響を強く受けている。

実際に 60 年安保よりもはるかに、具体的な「戦争法」の制定によって、祖父が実現出来なかった事、すなわち憲法第 9 条を有名無実化して、戦争の放棄を定めた 9 条を廃棄してしまう暴挙を、岸元首相の孫が行っているのは歴史の皮肉であろうか。

にもかかわらず反対運動が分散されてしまっていることから、安倍政権はそれを見据えて国民に戦争法を強要しているようだ。

「集団的自衛権の行使」は、戦争法の制定をもって具体化されるのである。

ここに至る過程を見ると、まずは特定秘密法とセットで日本版 NSC（国家安全保障会議）が設置され、併せて新たな国防観を流布しながら「集団的自衛権行使」の土台を整え、その過程では武器輸出三原則を「防衛装備移転三原則」に改変し、武器輸出の容認に転じたりして、次第に外堀を埋めつつ、一挙に目玉である戦争法の制定を仕上げようとしているのだ。

どうしてこれを許せるだろうか！

それだけではない、安倍政権は戦争法の制定をもってしてもまだ不安なのであろう。

だからその真の目的は憲法 9 条を無くすことにあり、ただ解釈を変えるのではなく本元である平和憲法を断とうとしているのである。

この事はすでに自民党のマニフェストにも明記されている通りである。

私たちはこれを断じて許してはならないだろう！

註一6 満州国

日本が満州事変で、中国の東北三省及び内モンゴル（熱河省）をもって作り上げた傀儡国家。